

日本学生支援機構

給付奨学生に係る適格認定（学業等）の実施について

給付奨学生の皆さんへ

毎年度末に学業成績を確認し、翌年度の給付奨学生の継続の可否の判定が行われます。給付奨学生（多子世帯を含む。）について、原則として全員適格認定の対象となります。適格認定（学業）の結果によっては廃止（打ち切り）、停止、警告または返還を求められる場合があります。

詳細は日本学生支援機構の該当ページで確認してください。いわゆる多子世帯に該当する方についても同様に適格認定を実施しますので注意してください。なお、給付奨学生の継続願は令和6年度に廃止されましたので提出不要です。

日本学生支援機構（適格認定（学業等））



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

◎災害、傷病その他やむを得ない事情により学業成績等が思わしくない場合

災害、傷病等やむを得ない事由により学業不振となった方は、適格認定の配慮の対象となる場合があります。該当する方は、次の期間中に奨学係窓口へ申し出てください。

申し出期間 2025年12月3日（水）～2026年1月30日（金）

問い合わせ先

東京海洋大学 学生サービス課 奨学係
E-mail : g-syou@o.kaiyodai.ac.jp